

知多市新型インフルエンザ等対策行動計画について（概要）

- ・ 政府行動計画及び愛知県行動計画に基づき、本市が実施する新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び各発生段階における対策を定める。
- ・ 国、愛知県、医療機関、ライフライン事業者等の関係機関と連携・協力し総合的に対策を推進する。

第1 始めに

取組の経緯

- 平成21年5月新型インフルエンザ対策行動計画作成
- 平成24年5月新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）制定、平成25年4月施行
- 特措法に基づく初の行動計画

対象とする感染症

- 新型インフルエンザ等感染症
- 新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの）

市行動計画の位置づけ

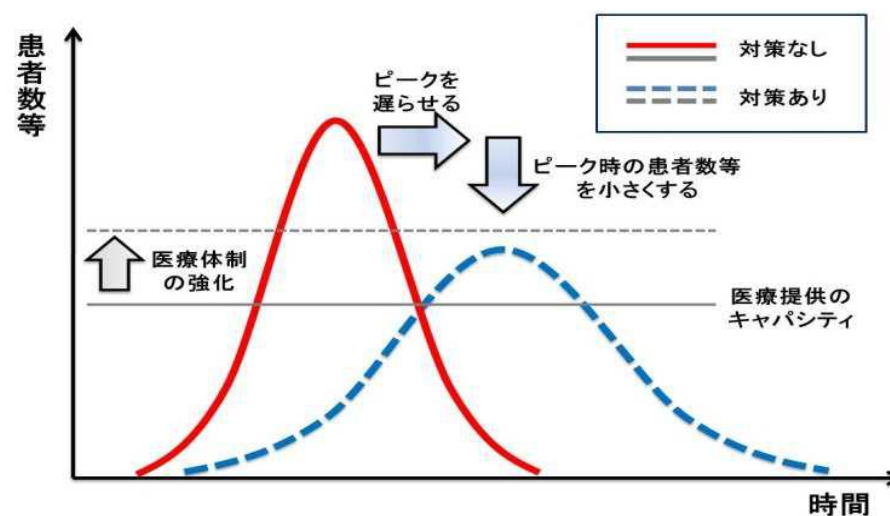
- 特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき市行動計画作成
- 今後科学的知見を取り入れ見直しが行われる政府行動計画、県行動計画を踏まえ、適時適切に変更を行う。

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負担を軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティを超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の効果 概念図



対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

本市の流行規模・被害想定

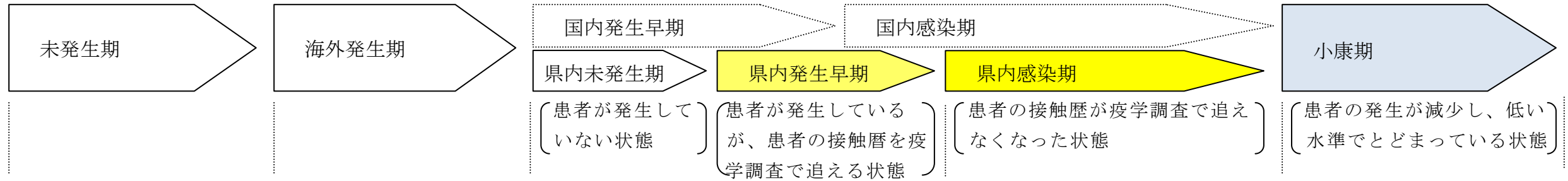
- 発病率 全人口の25%
- 医療機関受診患者数 約9,100人～17,500人
- 死亡者数 約120人～450人
- 従業員の欠勤 最大40%程度（ピーク時の2週間）

行動計画の主要6項目

- (1) 実施体制
- (2) 情報提供・共有
- (3) 予防・まん延防止
- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 市民生活及び地域経済の安定の確保

第3 各発生段階における対策

行動計画における主な対策（発生段階別）



国・県の動き	政府対策本部及び 県対策本部	緊急事態宣言		緊急事態宣言終了		
実施措置項目ごとの主な対策	実施体制	・「知多市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」設置	・特措法に基づかない任意の知多市新型インフルエンザ等対策本部を設置		・緊急事態宣言に伴い、特措法に基づく「知多市新型インフルエンザ等対策本部」設置	・緊急事態解除宣言により「知多市新型インフルエンザ等対策本部」廃止
	情報提供・共有	・コールセンター等の体制整備 ・市民等への情報提供	・コールセンター等の設置 ・市民等への情報提供	・コールセンター等の充実・強化 ・市民等への情報提供	・コールセンター等の運営継続 ・市民等への情報提供	・流行の第二波に備えた情報提供
	予防・まん延防止	・市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る	・市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す	・市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す	・市民に対し、マスク着用、せきエチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す	・まん延防止策を終了
	予防接種	・特定接種、住民接種の実施体制の構築	・特定接種の開始	・特定接種の実施 ・住民接種の開始	・特定接種の継続接種 ・住民接種の実施	・流行第二波に備えた住民接種体制の継続
	医療	・医師団、歯科医師会及び薬剤師会と情報の提供並びに今後の対応を協議	・国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供等を行い、感染まん延に備えた協議を行う	・国等から提供される新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関等に迅速に提供する	・外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に医療を提供するため、状況により臨時の医療施設を設置し、医療を提供する★	・通常の医療体制に移行 ・引き続き、国等から提供される新型インフルエンザ等に係る情報等を医療機関等へ迅速に提供する
	市民生活・地域経済の安定	・要援護者への生活支援等の対応等について、具体的な手続きの検討 ・介護事業者に対し、事業維持を要請	・介護事業者に対し、事業維持を要請	・水道水の安定供給★ ・生活関連物資等の価格安定★	・水道水の安定供給★ ・生活関連物資等の価格安定★ ・要援護者への生活支援★	・水道水、一般廃棄物（ごみ）処理の対応等は、状況を見ながら、発生前の通常の体制に戻す

★は新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置